

## ～水道料金等のお支払期限等の移行イメージ～

2 か月検針・毎月徴収

2 か月検針・2 か月徴収

(奇数月検針地区)

検針月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分	● 12・1月分		● 2・3月分		★ 4・5月分		★ 6・7月分		★ 8・9月分	⇒以降 2か月ごとに 検針・ 請求
請求対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	● 3月分	★ 4・5月分		★ 6・7月分		
口座振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/7	6/23		8/25*		
納付書払い支払期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/31	6/23		8/23		

(偶数月検針地区)

検針月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分		● 1・2月分		★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分		⇒以降 2か月ごとに 検針・ 請求
請求対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分	
口座振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/23		7/23		9/24*	
納付書払い支払期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/23		7/23		9/23	

※ 口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。

令和7年4月 2か月検針・2か月徴収スタート  
(以降、2か月ごとに検針・請求)

- 口座振替日の変更と同時に、2か月分の料金をまとめて請求することになります。振替日の口座残高にご注意いただき、あらかじめ必要な金額をご準備ください。
- 検針地区(偶数月・奇数月)については現在と変更はありません。
- その他詳細についてのお問合せは、泉南水道センター総務課(TEL:072-482-6551)または泉南水道センターお客さまセンター(TEL:072-482-0600)までお願いします。
- 大阪広域水道企業団公式ウェブサイトにも掲載いたしますので、そちらもご覧ください。  
※ご使用のスマホやブラウザで『大阪広域水道企業団 泉南市 お知らせ』で検索してください。